

記入例

様式第5号 (第8条関係)

- ・ボールペンで記入してください。
鉛筆、こすると消えるボールペンは使用しないでください!
- ・訂正箇所がある場合、申請印と同じものを押印してください。
修正液、修正テープは使用しないでください!

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 松阪市長

松阪市資源物集団回収活動補助金交付申請書兼実績報告書

団体の印鑑がある場合は、その印鑑を押してください。通帳の印鑑と同じである必要はありません。

住所は書類の送付先になりますので、代表者の住所を番地まで正確に記入してください。

回収活動補助金を交付されるよう、松阪市資源物集団回収活動補助金交付申請書兼実績報告書に基づき、添付書類を添えて次のとおり申請いたします。次の口座に振込みを依頼します。

申請者	登録団体名	〇〇〇自治会		代表者	松阪 太郎		印
	住所	松阪市〇〇町〇〇〇番地		電話番号	〇〇-〇〇〇〇		
補助金振込先	金融機関	松阪		市役所		本店 支店 出張所	
	口座番号	普通	当座	1	2	3	4
	ふりがな	〇〇〇じちかい だいひょう まつさか たろう					
	口座名義人	〇〇〇自治会 代表 松阪 太郎					
申請内容	回収量 (ビン以外)	③	2,750	kg	【下表参照】		
	回収量 (ビン類)	④		本	【下表参照】		
	請求金額	合計量×3円	8,250	円	【③×3円+④×3円】		

個人の口座に振り込む場合は委任状が必要になります。記入例の場合は団体の口座ですので、委任状は必要ありません。

【回収実績kg (ビン類については本)】 ※アルミなど下記項目以外は補助金対象外。

実施月	新聞紙	雑誌・雑紙	ダンボール	牛乳パック	古着類	計
1月	180	110	60	4	30	384
2月	400	100	90	2	20	612
3月	180	60	100	4	40	384
4月	180	100	80	2	20	382
5月	230	90	60	5	20	405
6月	300	160	100	3	20	583
計	1,470	620	490	20	150	① 2,750

ビン類
② 本

市が回収したビンは補助金の対象になりません。

【添付書類】

- ・売却先業者計量票 (登録団体名の記載があり、種類別に重量が明記されたもの)
- ・活動状況の分かるもの (写真等 1枚以上あれば結構です。(カラー))
- ・通帳の写し (名義と口座番号がわかるもの)

計量票の原本が必要です。

通帳表紙面と見開き1ページ目が必要です。

詳細は裏面へ

添付書類①計量票

添付書類 1

売却先業者計量表【登録団体名の記載があること】を貼り付けてください

計量票

所定の用紙に貼り付けてください。

回収実績がわかる計量票の原本を貼り付けてください。
金額の記入された精算書、計算書等は必要ありません。

注意！！

アルミ缶を引き渡している場合、アルミ缶の回収量が表示されていることがありますが、アルミ缶は補助金の対象外ですので注意してください。

添付書類②写真

カラーで活動状況がわかるものであれば、どのようなものでも構いません。
写真は A4 サイズの紙、あるいは添付書類等に貼り付けてください。1 枚以上あれば結構です。
写真に日付の記載がないものは日付をご記入ください。

添付書類③通帳の写し

口座名義人と口座番号の部分を A4 サイズの紙にコピーしていただくか、添付書類等に、コピーしたものを貼り付けてください。

店番	科目	口座番号
〇〇	普通預金	1 2 3 4 5 6 7
おなまえ		
〇〇ジチカイ ダイヒョウ マツサカ タロウ 様		
松阪銀行 市役所出張所		

通帳の表紙面と開いて1ページ目をコピーしてください。

※個人の口座に振り込む場合は、委任状が必要になります。例) 松阪 太郎 などの個人口座
次の場合は委任状の必要はありません。例) ・〇〇〇自治会 松阪 太郎・△△自治会会計 松阪 花子など

記入例

変更があった項目、または登録廃止の際に届を提出してください

様式第4号（第7条関係）

資源物集団回収活動団体登録変更・廃止届

新しい代表者の名前

年 / 月 日

（あて先）松阪市長

申込者 住所 松阪市殿町1番地
団体名 松阪自治会
代表者 松阪 太郎 ㊟

資源物集団回収活動団体として次のとおり変更・廃止を行いましたので、松阪市資源物集団回収活動補助金交付要綱第7条第3項に基づき、下記のとおり届けます。

記

代表者の変更のみの場合

1. 変更事項

項目	新	旧	変更月日
名称			
代表者名	松阪 太郎	松阪 花子	R6.4.1
住所	松阪市殿町1	松阪市殿町2	
電話番号	0598 - 〇〇 - 〇〇〇〇	0598 - △△ - △△△△	
回収品目			
回収地区・区域			
売却先予定業者			

回収地区・区域協議書（回収地区・区域変更の場合）

年 月 日

地区（ ）において資源物の集団回収を行うことについて確認しました。

自治会長

㊟

2. 廃止

廃止年月日

年 月 日